

福島県商業まちづくり基本方針(中間整理案)(資料2、3参照)

商業まちづくりを実現するための基本的な方向(資料2、P8~9参照)

- 買い物等を通して暮らしの充実や楽しさが感じられるまちづくり **追加**
- 若い世代が参画するまちづくり **追加**
- 空き家等の遊休不動産を活用したまちづくり **追加**
- 歩いて健康的に暮らせるまちづくり **追加**

県と市町村の役割分担(資料2、P9参照)

- 連携中枢都市圏、定住自立圏など、圏域での協力・連携による広域的なまちづくりを推進 **追加**

特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項(資料2、P13~15参照)

- 連携中枢都市圏等の圏域内で調整が図られていれば、圏域単位で誘導市町村の適否も判断可 **追加**

【誘導市町村】

- 中心市街地活性化基本計画の認定を受けている。
商業まちづくり基本構想を策定している。
立地適正化計画を策定している。 **追加** など

【誘導地域】(誘導市町村において、以下の地域に立地を誘導)

- 認定中心市街地、商業まちづくり基本構想で定める誘導地域又は**都市機能誘導区域** **追加**
- 上記エリア内の商業地域、近隣商業地域又は**準工業地域** **追加**

【抑制地域】

- 誘導地域以外は抑制。特に市街化調整区域等は厳に抑制。 **変更なし**

特定小売商業施設の基準店舗面積(案)(資料4参照)

【基準店舗面積】

- 8,000㎡ **修正**

【基準延べ面積】

- 10,000㎡ **変更なし**
- ※店舗面積の算出が困難な場合

県と市町村が連携し、左の考え方などを踏まえ、商業振興等の各種施策を検討・実施することで、**社会経済情勢の変化に対応したまちづくりを推進。**

まちづくりにおいても市町村が連携して共通課題に取り組むことにより、**圏域全体の地域経済の活力維持や各市町村の交流人口拡大等を図る。**

市町村の枠を越えた**広域での特定小売商業施設の適正配置が検討され、広域的な商業まちづくりが促進。**

市街化調整区域等の郊外への立地は抑制するなど、**条例の基本的な考え方は維持し、引き続き「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を推進。**

地域経済の活性化を促すとともに、立地により広域的に影響を及ぼす大型店については、引き続き広域的な見地から適正な配置を図る。

商業まちづくりの推進に関する施策を実施

特定小売商業施設(小売商業施設)の適正配置を推進

持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現